

うちの子の場合は？

敦賀市作成
2019.12.12改

START

お子さまの年齢は？
4月1日時点



幼稚園に通う満3歳のお子さまは右へ➡

0～2歳

あなたの世帯は
住民税非課税ですか？

YES

お子さまが通っているのは、
どのタイプの施設ですか？

保育所／認定こども園(※1)
利用料が無料
公立保育園・私立保育園
認定こども園(保育部)

NO

3歳児クラスからが
対象となります。

認可外保育施設等(※2)
月額4.2万円まで無料
認可外保育施設
保育園の一時預かり事業
病児保育事業 等
※3 認定申請

幼稚園については、入園できる時期に合わせて、
3歳になった日から無償化の対象となります。

3～5歳

現在お子さまが利用している
施設はどれですか？

幼稚園／認定こども園

利用料が無料
公立幼稚園・私立幼稚園
認定こども園(幼稚部)

保育所／認定こども園(※1)

利用料が無料
公立保育園・私立保育園
認定こども園(保育部)

認可外保育施設等(※2)

月額3.7万円まで無料
認可外保育施設
保育園の一時預かり事業
病児保育事業 等
※3 認定申請

幼稚園の利用料に加えて

お子さまが通っている幼稚園は
預かり保育を行っていますか？

YES

上限額まで預かり保育の利用料が無料
3～5歳児クラス→1.13万円
上記以外で住民税非課税世帯の満3歳→1.63万円
(支給限度＝利用日数×450円)
私立幼稚園・認定こども園(幼稚部)
で実施する預かり保育
※3 認定申請

NO

上限額まで認可外保育施設等(※2)の利用料が無料
3～5歳児クラス→1.13万円
上記以外で住民税非課税世帯の満3歳→1.63万円
保育園の一時預かり事業
認可外保育施設 病児保育事業 等
※3 認定申請

お問い合わせ先
敦賀市児童家庭課
TEL 22-8126



子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子としてカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子は無料となります。

通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食費(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

就学前の障害児の発達支援を利用する子どもについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

- ※1 地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、企業主導型保育(標準的な利用料)も対象です。
- ※2 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポートセンター事業が対象です。認可外保育施設とは一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
- ※3 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育園の利用と同等の要件)がありますので、詳細は敦賀市にお問い合わせください。